

※開札日ごとに質問があった場合のみ回答を掲載します。

開札日 令和8年6月11日

No.	伊勢崎市案件 番号上10桁 (台帳番号)	件名	設計書仕様 書等の頁番 号	質 問	回 答	備 考 (管理番号)
1	5081100053	宮郷中学校廊下 改修工事		既設Exp. j. cの一時撤去復旧項目があり、入札前の現場確認が可能でしょうか。	現場の確認は可能です。 教育施設課(TEL 0270-27-2795)に連絡をして現場調査の日時を協議してください	001474
2	5081100056	平塚水質浄化センター汚泥処理棟 無停電電源装置 蓄電池外交換工事		既設の蓄電池、無停電電源装置は何社製か教えてください。	下記の通りです。 蓄電池:古河電池株式会社 無停電電源装置:株式会社三社電機製作所	001361
3	5086100023	宮郷小学校改築 校舎リース(債務 負担行為)	47ページ	業務内容より建設工事、賃貸借のみの条件で、新設するプレハブ校舎に対する解体工事については別途という解釈でよろしいですか？	貴見のとおり。	001478
4	5086100023	宮郷小学校改築 校舎リース(債務 負担行為)	48ページ	仕様書(4)外壁 外壁はセメント系ボードを基本との記載がありますが、設計概要書通り ALC等ではなく、窯業系サイディングでよろしいですか？	貴見のとおり。	001478
5	5086100023	宮郷小学校改築 校舎リース(債務 負担行為)	49ページ	仕様書(3)手続きの消防設備部分にパッケージ型消火設備との記載がありますが、建物規模より今回は不要という解釈でよろしいですか？	消防法上問題なければ不要です。	001478
6	5086100023	宮郷小学校改築 校舎リース(債務 負担行為)	57ページ	空調設備は既設より移設条件ですが、既設校舎が何時設置、どのような仕上か不明であり、既設校舎の内装については、アスベスト等は無いものとして作業可能という解釈でよろしいですか？	既存建物のアスベスト調査は実施済みです。 空調設備が設置された天井材等にアスベスト含有建材はありません。	001478
7	5086100023	宮郷小学校改築 校舎リース(債務 負担行為)	57ページ	移設する空調設備の機器に対してはメンテナンス不要という解釈でよろしいですか？	貴見のとおり。	001478
8	5086100023	宮郷小学校改築 校舎リース(債務 負担行為)	57ページ	機械設備(2)排水設備工事部分に既設雨水枘及び配管が干渉する場合は切り回しすることと記載ありますが、切り回しについて具体的な内容指示願います	本件の設計業務に含んでおりません。 事前に現地確認希望の場合は、教育施設課(0270-27-2795)に連絡をして日時を協議してください。	001478

9	5086100023	宮郷小学校改築校舎リース(債務負担行為)	56ページ	電気引き込み工事について、既設渡り廊下より分岐との記載ですが、引き込み分岐内容等、具体的な内容指示願います	No.8参照。	001478
10	5086100023	宮郷小学校改築校舎リース(債務負担行為)	57ページ	機械設備について、給水工事並びに排水工事とも、具体的な引き込み方法、接続方法など指示願います	No.8参照。	001478
11	5086100023	宮郷小学校改築校舎リース(債務負担行為)		支払条件が均等払いの為、発注者都合による途中解約となった際、工事費用については全額支払って頂けるものと考えてよろしいですか？	中途解約となった場合は別途協議としますが、中途解約はないものと考えております。	001478
12	5086100023	宮郷小学校改築校舎リース(債務負担行為)		空調について、フロン排出抑制法に基づく簡易点検は別途でよろしいですか？	貴見のとおり。	001478
13	5086100023	宮郷小学校改築校舎リース(債務負担行為)		エアコンについては、エアコンフィルター清掃は学校側で行って頂けると考えてよろしいですか？	貴見のとおり。	001478
14	5086100023	宮郷小学校改築校舎リース(債務負担行為)		配置計画より改築校舎棟と既設プレハブ棟については延焼に伴う防火改修工事が発生すると思われる、既設プレハブ棟については防火改修工事は別途でよろしいですか？	既存プレハブ棟について。防火改修工事が必要な場合は別途協議とします。	001478
15	5086100023	宮郷小学校改築校舎リース(債務負担行為)		上記以外でも計画敷地内において、既存不適格となる建物や工作物があつたばあいの是正工事に関しては別途でよろしいですか？	貴見のとおり。	001478
16	5086100023	宮郷小学校改築校舎リース(債務負担行為)	-	本件の契約書(案)をお示し下さい。	契約書は、伊勢崎市所定の様式となります。別紙「契約書」をご参照ください。	001478
17	5086100023	宮郷小学校改築校舎リース(債務負担行為)	-	本業務において、資材調達の遅延が受注者の責によらない事由(メーカーの供給遅延、物流停滞等)に起因する場合、工期の延長または変更は契約約款に基づき協議可能と考えてよろしいでしょうか。	協議は可能です。	001478

18	5086100023	宮郷小学校改築 校舎リース(債務 負担行為)	-	昨今の資材価格の高騰を踏ま え、契約締結後において受注者の 責によらない市場要因により主要 資材価格が著しく変動した場合、 契約代金の変更について協議対 象として認められるかご教示くだ さい。	協議は可能です。	001478
19	5086100023	宮郷小学校改築 校舎リース(債務 負担行為)	P48	現状の土地については、土壌汚 染はないと考えて宜しいでしょ うか。	貴見のとおり。	001478
20	5086100023	宮郷小学校改築 校舎リース(債務 負担行為)	P48	建物建設計画地において、地中 埋設物及び障害物は、発生しない ものと考えてよろしいでしょうか。	貴見のとおり。	001478
21	5086100023	宮郷小学校改築 校舎リース(債務 負担行為)	P20 内訳書	消火器ボックス埋め込みとありま すが、壁厚さが薄く埋め込めない 場合が協議でよろしいでしょうか。	別途協議とします。	001478
22	5086100023	宮郷小学校改築 校舎リース(債務 負担行為)	P48 構造規模	延床面積や建物高さに関して仕 様書から多少の変更は可能でしょ うか。	可能です。	001478
23	5086100023	宮郷小学校改築 校舎リース(債務 負担行為)	P48 発注仕様書	地盤改良・杭等の事業工事が… とありますが、別途協議の内容 は、『工事費及び工期』との理解 でいいでしょうか	貴見のとおり。	001478
24	5086100023	宮郷小学校改築 校舎リース(債務 負担行為)	P49 消防設備	消防設備に関する未調査項目(消 防水等)が発生した場合の費用 については別途協議とさせて頂い て宜しいでしょうか。	貴見のとおり。	001478
25	5086100023	宮郷小学校改築 校舎リース(債務 負担行為)	立面図	構造上、ブレースが窓に干渉する ことが想定されますが、問題ない でしょうか。	基本的に問題ありませんが、別 途協議とします。	001478
26	5086100023	宮郷小学校改築 校舎リース(債務 負担行為)	P51 外構工事関連	既存の渡り廊下と接続とありま すが、渡り廊下の仕様をご教示く ださい。また、消防用通路は必要 でしょうか。	既存渡り廊下は、S造鉄板葺き (t=0.5)の開放廊下で、既存と の接続工事のみです。	001478

27	5086100023	宮郷小学校改築 校舎リース(債務 負担行為)	P55 備品	外部に面する開口部には全て カーテン設置とありますが、階段 にも設置するのでしょうか。	階段にカーテンは不要です。	001478
28	5086100023	宮郷小学校改築 校舎リース(債務 負担行為)	P55 建物概要	マスターキーを製作 とありま すが、今回の建物だけの物でし ょうか。或いは、既存を含めたグ ランドマスターキーでしょうか。	今回の建物だけのマスター キーです。	001478
29	5086100023	宮郷小学校改築 校舎リース(債務 負担行為)	図面 配置図	既存プレハブ棟に延焼ラインが発 生しますが、改修工事費用は別途 でよろしいでしょうか(プレハブ 棟が準耐火構造であった場合)	No.14参照。	001478
30	5086100023	宮郷小学校改築 校舎リース(債務 負担行為)	図面 1階平面図	外部階段の有効幅が1700mm程 度とお見受けしますが、学校階段 である1400mm以上でよろしい でしょうか。	建築基準法等関係法令が満足 出来れば問題ありません。	001478
31	5086100023	宮郷小学校改築 校舎リース(債務 負担行為)	図面 立面図	外部階段の2階出入口上部です が、点線表示があります。庇設置 と読めばよろしいでしょうか。	貴見のとおり。	001478
32	5086100023	宮郷小学校改築 校舎リース(債務 負担行為)	図面 立面図	外部階段の手すりですか、手すり 子ピッチをご教示ください。また、2 段手すりも合わせて設置するの ででしょうか。	手すり子は@100以下としてくだ さい。 2段手すりは不要です。	001478
33	5086100023	宮郷小学校改築 校舎リース(債務 負担行為)	図面 立面図	外部階段にコンクリート表記があ りますが、内訳書の通り鉄骨階段 としフミズラはチェッカープレート 仕上げでよろしいでしょうか。	貴見のとおり。	001478

No. 16回答 回答別紙「契約書」

契 約 書

伊勢崎市（以下「賃借人」という。）と （以下「賃貸人」という。）は、
下記条項により宮郷小学校改築校舎リース（債務負担行為）の賃貸借契約を締結する。

（契約の目的）

第1条 この契約は、賃貸人が別紙仕様書に定める宮郷小学校改築校舎（以下「本件建物」という。）を設置の上、賃借人に賃貸し、賃借人はこの契約の条項に従って本件建物を賃貸人から借り受けることを目的とする。

【本件建物の概要】

施 設 名：宮郷小学校改築校舎

設置場所：群馬県伊勢崎市田中島町1475番地4（伊勢崎市立宮郷小学校敷地内）

建物構造：鉄骨造ブレース構造 2階建て 1棟

建築面積：222.75㎡

延床面積：406.40㎡

- 2 この契約の履行に関して賃借人と賃貸人との間で用いる言語は、日本語とする。
- 3 この契約書に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 4 この契約の履行に関して賃借人と賃貸人との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）の定めるところによる。
- 5 この契約書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによる。
- 6 この契約は、日本国の法令に準拠し、日本国の法令に従って解釈する。
- 7 この契約に係る訴訟については、賃借人の事務所の所在地を管轄する日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

（賃貸借期間）

第2条 本件建物の賃貸借期間は、令和9年4月1日から令和19年3月31日までとする。

（賃貸借料金）

第3条 本件建物の賃貸借料金は、次のとおりとする。

賃貸借料金	¥	円
	（うち消費税及び地方消費税の額	¥
		円）

（賃貸借料金の支払）

第4条 前条の賃貸借料金は、本件建物の設置完了後、賃貸借料金の0.2割を支払うものとし、残りの料金については、賃貸借期間中120回の分割払とし、各年度の支払額は次のとおりとする。

年度	賃貸借料金	うち消費税	年度	賃貸借料金	うち消費税
令和 8	円	円	令和 1 4	円	円
令和 9	円	円	令和 1 5	円	円
令和 1 0	円	円	令和 1 6	円	円
令和 1 1	円	円	令和 1 7	円	円
令和 1 2	円	円	令和 1 8	円	円
令和 1 3	円	円			

2 賃貸人は、請求書により、賃貸借料金の支払を使用月の末日に請求する。賃借人は、これを受理した日から起算して30日以内に賃貸借料金を支払うものとする。

3 賃借人は、自己の責めに帰すべき事由により、賃貸借料金の支払を遅延した場合は、賃貸人に対し、前項の満了日から支払日までの日数に応じて、支払金額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づく率の割合を乗じて計算した遅延利息を加算して支払う。

（本件建物の設置等）

第5条 賃貸人は、法令及び監督官庁の行政指導を遵守し、本件建物を設置しなければならない。

2 賃貸人が本件建物の設置を完了したときは、遅滞なくその旨を賃借人に通知しなければならない。

3 賃借人は、前項の通知を受理したときは、速やかに本件建物を検査するものとし、賃貸人は、これに合格したものを令和9年4月1日までに賃借人に引き渡さなければならない。

4 賃貸人は、前項の検査の結果補正を命じられたときは、遅滞なく当該補正を行い、再検査を受けなければならない。

5 設置完了及び引渡し前に、賃借人又は賃貸人の責めに帰すことができない事由（以下「不可抗力」という。）により本件建物に損害が発生した場合は、賃貸人は、事実発生後速やかにその状況を賃借人に通知しなければならない。

6 前項の損害について賃借人と賃貸人とが協議し、重大なものと認め、かつ、賃貸人が善良な管理者としての注意をしたと認められる場合は、賃借人がこれを負担する。この場合において、賃貸人が加入する保険でその損害を補填するものがあるときは、その額を賃借人の負担額から控除する。

（用途）

第6条 賃借人は、本件建物を小学校の用途として使用するものとし、これ以外の目的に使用しない。ただし、賃貸人の承諾を得た場合は、この限りでない。

（本件建物の管理）

第7条 引渡しを受けた本件建物の所有権は賃貸人に属し、賃借人はそれを善良なる管理者の注意義務をもって管理し、通常の用法に従い使用する。

2 賃貸人は、別紙仕様書及び契約不適合責任の範囲内で修繕義務を負担するものとし、それ以外の修繕義務を負わない。

(本件建物の改造等)

第8条 賃借人は、本件建物に改造、造作、模様替えをする等原状を変更し、又は移転する必要があるときは、あらかじめ文書により賃貸人の承諾を受けなければならない。

(権利義務の譲渡等)

第9条 賃貸人は、この契約を他に継承せしめ、及びこの契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保に供してはならない。ただし、あらかじめ、賃借人の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(再委託等の禁止)

第10条 賃貸人は、業務の全部又は大部分を一括して第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ、賃借人の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(監督職員及び主任担当者)

第11条 賃借人は、この契約の履行について、自己に代わって監督し、及び指示する監督職員を定め、また、賃貸人は、業務履行の管理をつかさどる主任担当者を定め、それぞれ書面により通知するものとする。これらの者を変更したときも、また同様とする。

(業務の調査等)

第12条 賃借人は、必要があると認めるときは、賃貸人に対して契約の履行状況について調査し、又は報告を求めることができる。

(秘密の保持等)

第13条 賃貸人又は賃貸人の要請により派遣された技術員等は、保守、管理等の実施その他この契約の履行に当たって知り得た賃借人の業務上の秘密等を外部に漏らし、及び他の目的に利用してはならず、特に、賃借人から業務処理のために預かった資料、データ等の保管・管理に万全を尽くし、外部に漏えいしてはならない。この契約が満了し、又は解除された後においても、また同様とする。

2 賃貸人は、賃貸人のこの契約の履行に従事する従業員についても前項の規定を遵守させるよう管理に万全を尽くさなければならない。この義務は、賃貸人の従業員の退職後も同様に遵守させなければならない。

3 賃貸人は、成果品（この契約の履行過程において得られた記録等を含む。）を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。

(業務内容の変更)

第14条 賃借人は、必要があると認めるときは、書面をもって賃貸人に通知し、業務内容を

変更し、又は業務の全部若しくは一部を一時中止することができる。この場合において、賃貸借料金又は賃貸借期間を変更する必要があるときは、賃借人と賃貸人が協議してこれを定めるものとする。

2 前項の場合において、賃貸人が損害を受けたときは、賃借人はその損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、賃借人と賃貸人が協議して定める。

3 賃借人は、前2項の協議に当たっては、賃貸人からの意見の趣旨をできる限り勘案し十分な協議を行うように留意するとともに、賃貸人との間で協議が整わなかったことを理由として不利益な取扱いをしてはならない。

(遅延損害金)

第15条 賃貸人は、本件建物の設置が遅延するおそれが生じたときは、書面によりその理由を説明し、引渡期限の延長について、直ちに、賃借人の承認を得なければならない。

2 賃貸人は、やむを得ない事由による引渡期限の延長の場合を除き、本件建物を引渡期限までに引き渡すことができないときは、引渡期限の翌日からこれを完了した遅延日数の賃貸借料相当分に政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づく率の割合を乗じて計算した額を加算した損害金を賃借人に支払わなければならない。

(損害のために必要を生じた経費の負担)

第16条 業務の処理に関し発生した損害(第三者に及ぼした損害を含む。)のため生じた経費は、賃貸人が負担しなければならない。ただし、その損害の発生が賃借人の責めに帰すべき事由による場合は、この限りでない。

2 賃借人が故意又は過失により本件建物の使用、管理等に起因して賃貸人又は第三者に損害を与えたときは、賃借人がその賠償の責めを負う。

3 前項の場合において、火災保険で補填された損害に対しては、賃貸人は同項の規定による賠償を賃借人に請求しない。

4 本件建物の欠陥により賃借人又は第三者に損害を与えたときは、賃貸人がその賠償の責めを負う。

(不可抗力)

第17条 不可抗力により本件建物が滅失し、又は毀損したときは、賃借人は、本件建物の再設置若しくは復旧(以下「再設置」という。)又はこの契約の解除を選択する。この場合において、賃借人は、相当期間内に再設置又は契約の解除を選択して、賃貸人に通知する。

2 賃借人が前項に基づき再設置を選択したときは、再設置の費用に係る取扱いについては、賃借人と賃貸人が協議して決定する。

3 賃借人が第1項に基づき契約の解除を選択したときは、この契約は終了する。

(料金改定)

第18条 賃貸借期間内において、法令の制定及び公租公課の増減によるものを除き、賃貸借

料金を改定することはできない。

(契約不適合責任)

第19条 賃貸人は、第5条第3項の引渡し後に発見された本件建物の契約不適合を賃借人の指定する期限までに修補しなければならない。

2 賃借人は、前項の契約不適合の修補に代え、損害賠償の請求をすることができる。

(中途解約の禁止)

第20条 賃借人及び賃貸人は、この契約の目的に鑑み、賃貸借期間内においては、この契約を中途解約することはできない。ただし、賃借人は、残賃貸借料金を支払ってこの契約を中途解約することができる。

2 賃借人が本件建物の敷地の供用を停止した場合は、賃借人がこの契約を中途解約したものとみなし、賃借人は、賃貸人に残賃貸借料金を支払わなければならない。

(賃借人の解除権)

第21条 賃借人は、賃貸人が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。また、賃借人が自己の都合によりこの契約を解除するときは、書面をもって賃貸人に通告するものとする。

(1) 賃貸人の責めに帰すべき事由により賃貸借期間の始期を過ぎても契約を履行しないとき、又は履行の見込みが明らかでないとき認められるとき。

(2) 正当な理由なく、本件建物の引渡しをすべき期日を過ぎても引渡しを行わないとき、又は引渡しの見込みがないとき。

(3) この契約の締結又は履行につき不正な行為があったとき。

(4) この契約の履行に当たり、正当な理由なく、監督職員の指示に従わないとき、又はその職務を妨害したとき。

(5) 第9条の規定に違反して賃貸借料債権を譲渡したとき。

(6) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。

(7) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に賃貸借料債権を譲渡したとき。

(8) 賃貸人が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（賃貸人が個人である場合はその者その他経営に実質的に関与している者を、賃貸人が法人である場合はその役員、その支店又は常時賃貸借契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団又は暴力団員であると認められるとき。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 賃貸人が、アからオまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、賃借人が賃貸人に対して当該契約の解除を求め、賃貸人がこれに従わなかったとき。

(9) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当するとき。

(10) 第24条第1項各号の規定に該当するとき。

2 前項の規定によりこの契約が解除された場合において、賃借人に損害を生じたときは、賃貸人は、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、賃借人と賃貸人とが協議して定めるものとする。

3 第17条第3項、前条又は第1項の規定によりこの契約が変更又は解除をされた場合において、賃借人は、必要があるときはその既済業務部分に対する契約金額相当額を支払うものとし、支払額は、賃借人と賃貸人とが協議して定めるものとする。

4 前条第1項ただし書又は第1項後段の規定によりこの契約が変更又は解除をされた場合において、賃貸人に損害を与えたときは、賃借人は、その損害を賠償しなければならない。この場合の損害額は、賃借人と賃貸人とが協議して定めるものとする。

5 第1項前段の規定によりこの契約が解除された場合においては、賃貸人は、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として、賃借人の指定する期間内に支払わなければならない。

（賃貸人の解除権）

第22条 賃貸人は、次の各号のいずれかに該当する理由があるときは、この契約を解除することができる。

(1) 第14条第1項の規定により、業務内容を変更したため、頭書の賃貸借料金が3分の2以上減少したとき。

(2) 賃借人が、この契約に違反し、その違反によって業務を完了することが不可能となったとき。

2 前条第2項から第4項までの規定は、前項の規定によりこの契約を解除した場合に準用する。

(契約の解除)

第23条 賃借人又は賃貸人が、この契約に定める義務を履行せず、又は履行する見込みがないときは、直ちにこの契約を解除することができる。

2 前項の規定による契約解除により生ずる損害は、義務を怠った者が一切の責任を負わなければならない。

(談合等不正行為があった場合の違約金等)

第24条 賃貸人が、次の各号のいずれかに該当したときは、賃貸人は、賃借人の請求に基づき、賃貸借料金（この契約締結後、賃貸借料金の変更があった場合は、変更後の賃貸借料金）の10分の1に相当する額を違約金として賃借人の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) この契約に関し、賃貸人が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は賃貸人が構成事業者である事業者団体が同法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が賃貸人に対し、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が同法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。以下この条において同じ。）。

(2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が賃貸人又は賃貸人が構成事業者である事業者団体（以下「賃貸人等」という。）に対して行われたときは、賃貸人等に対する命令で確定したものをいい、賃貸人等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、同法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

(3) 納付命令又は排除措置命令により、賃貸人等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が賃貸人に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであると

き。

(4) この契約に関し、賃貸人（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 賃貸人が前項の違約金を賃借人の指定する期間内に支払わないときは、賃貸人は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づく率の割合で計算した額の遅延利息を賃借人に支払わなければならない。

3 賃貸人は、契約の履行を理由として、第1項の違約金を免れることができない。

4 第1項の規定は、賃借人に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、賃借人がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

（保険）

第25条 賃貸人は、契約期間中、賃貸人の負担により本件建物に対して別紙仕様書に定める保険を付与しなければならない。

（暴力団又は暴力団員等からの不当介入の排除）

第26条 賃貸人は、この契約の履行に当たって暴力団又は暴力団員等から不当要求行為や介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、その旨について賃借人に報告するとともに警察署への届出を行わなければならない。

2 賃貸人は、下請負人が不当介入を受けた場合は、賃貸人に速やかに報告するよう下請負人に指示し、その旨について下請負人から報告を受けた場合は、賃借人へ報告するとともに警察署への届出を行わなければならない。

（補則）

第27条 この契約書に定めのない事項又はこの契約書の条項について疑義が生じた場合は、必要に応じて、賃借人と賃貸人とが協議しこれを定めるものとする。

この契約の証として本書2通を作成し、賃借人賃貸人記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

(賃借人) 群馬県伊勢崎市今泉町二丁目410番地
伊勢崎市
伊勢崎市長 臂 泰 雄 印

(賃貸人)

印